○文部科学省国土交通省令第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十条の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第五号に掲げる原子炉であって船舶に設置するものの運転計画に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文
国土交通大臣　羽田雄一郎

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第五号に掲げる原子炉であって船舶に設置するものの運転計画に関する規則の一部を改正する省令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第五号に掲げる原子炉であって船舶に設置するものの運転計画に関する規則（昭和四十七年総理府運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則

第一項中「法第二十三条第一項第五号に掲げる原子炉であって船舶に設置するもの（以下「原子炉」という。）の運転計画」を「原子炉の運転計画のうち、船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。以下「原子炉」という。）に係るもの」に改める。

第四項中「文部科学大臣あて及び国土交通大臣あてに、それぞれ」を「原子力規制委員会あてに、」に改める。

別記様式中「殿」を「原子力規制委員会　殿」に、「実用舶用原子炉以外の船舶に設置する原子炉の運転計画に関する規則」を「船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則」に改める。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の見出し及び同条第一項中「保険システム高度化推進室、」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条中第四項を第二項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第四項中「第六十八条第四項各号」を「第六十八条第二項各号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年九月十九日から施行する。

○厚生労働省令第百二十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三二、一〇二人」を「三二、一〇一人」に改め、同表合計の項中「三二、二一四人」を「三二、二一三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年九月十九日から施行する。

○厚生労働省令第百二十九号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第五十三条第三号」を「第五十三条第二号」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

一　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第二十八号の二

二　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第四十一条の三第一項

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○経済産業省令第六十七号

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十五号を削り、同条第十六号中「第十一条第一項第十五号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号中「第十一条第一項第十七号」を「第十一条第一項第十六号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十八号中「第十一条第一項第十七号」を「第十一条第一項第十八号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号中「第十一条第一項第十九号」を「第十一条第一項第十八号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第二十号中「第十一条第一項第二十号」を「第十一条第一項第十九号」に改め、同号を同条第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　機構法第十一条第二項第一号に規定する援助に関する事項

第一条の二第二十一号中「第十一条第二項」を「第十一条第二項第二号」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（機構が行う金属鉱物の探鉱に係る調査）

第十五条の二　機構法第十一条第一項第六号の経済産業省令で定める金属鉱物の探鉱に係る調査は、次に掲げる金属鉱物の探鉱に係る調査とする。